

香川県条例第13号

香川県土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

香川県土地改良事業分担金等徴収条例（昭和31年香川県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別徴収金)</p> <p>第5条 県は、知事が指定する事業（法第87条の3第1項の規定により<u>県が行う土地改良事業（法第96条の4第1項において読み替えて準用する法第87条の3第1項の規定により市町が行う土地改良事業を含む。以下「機構関連事業」という。）を除く。）の受益者が、当該事業の工事の完了の公告の日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日。第3項本文において同じ。）から、当該公告の日の属する年度の翌年度の初日から起算して8年を経過する日までの間に、法第91条の2第1項の場合に該当するときは、その者から、特別徴収金を徴収する。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 県は、法第91条の2第6項各号のいずれか（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第22条の6の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる者が、<u>法第87条の3第7項（法第96条の4第1項において読み替えて準用する場合を含む。）において準用する法第87条第5項の規定による公告の日から、当該公告に係る機構関連事業の工事の完了の公告の日の属する年度の翌年度の初日から起算して8年を経過する日までの間に、当該各号に定める場合に該当するときは、その者から、特別徴収金を徴収する。ただし、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構に同条第3項第3号に規定する農業経営等の委託をした期間又は同条第5項に規定する農地中間管理権の存続期間若しくは残存期間が存する場合において、これらの期間を合算した期間が15年以上となるとき、又は当該期間に連続して農地中間管理機構が当該機構関連事業に係る農用地の所有権を取得するときは、</u></p>	<p>(特別徴収金)</p> <p>第5条 県は、知事が指定する事業（法第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）を除く。）の受益者が、当該事業の工事の完了の公告の日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日。第3項本文において同じ。）から、当該公告の日の属する年度の翌年度の初日から起算して8年を経過する日までの間に、法第91条の2第1項の場合に該当するときは、その者から、特別徴収金を徴収する。</p> <p>2 前項の特別徴収金の額は、当該事業に要する費用のうちその徴収に係る土地に係る部分の面積に応じた額から県が徴収する分担金又は負担金のうちその徴収に係る土地に係る部分の面積に応じた額を差し引いて得た額を限度とする。</p> <p>3 県は、法第91条の2第6項各号のいずれか（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第22条の6の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる者が、法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による公告の日から、当該公告に係る機構関連事業の工事の完了の公告の日の属する年度の翌年度の初日から起算して8年を経過する日までの間に、当該各号に定める場合に該当するときは、その者から、特別徴収金を徴収する。ただし、<u>その者が農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構に同条第3項第3号に規定する農業経営等の委託をした場合であって、当該委託の解除をし、引き続き当該委託の解除に係る土地について同条第5項に規定する農地中間管理権を設定した場合において、当該機構関連事業の計画を定めた旨を公告した日から当該委託の解除をした日までの期間と当該農地中間管理権の存続期間とを合算した期間が15年以上であるときは、</u></p>

この限りでない。

- 4 前項本文の特別徴収金の額は、県が行う機構関連事業にあつては当該機構関連事業に要する費用のうちその徴収に係る土地に係る部分の面積に応じた額から県が徴収する分担金又は負担金のうちその徴収に係る土地に係る部分の面積に応じた額を差し引いて得た額を限度とし、市町が行う機構関連事業にあつては県が当該機構関連事業につき交付する補助金の額（法第126条の規定により国が当該機構関連事業につき交付する補助金の額を除く。）のうちその徴収に係る土地に係る部分の面積に応じた額を限度とする。
- 5 略
- 6 知事は、第2項及び第4項に規定する面積が規則で定める面積を超えない場合その他知事が特に納付の必要がないものとして承認したときは、第1項又は第3項本文の特別徴収金の全部又は一部を免除することができる。
- 7 略

この限りでない。

- 4 前項本文の特別徴収金の額については、第2項の規定を準用する。
- 5 略
- 6 知事は、第2項（第4項において準用する場合を含む。）に規定する面積が規則で定める面積を超えない場合その他知事が特に納付の必要がないものとして承認したときは、第1項又は第3項本文の特別徴収金の全部又は一部を免除することができる。
- 7 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。